

平成30年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員 高木邦彦
大村市監査委員 田中秀和

・指摘事項
▼措置内容の順に掲載

◎財務事務監査

実施期間 平成30年9月10日～平成31年2月20日

監査方法 関係書類および帳簿を抽出審査し、必要に応じて関係職員から事情を聴取して実施。

収入事務

・納入通知書の納期限を規則に定められたとおり指定していない。
・年度当初に全額を調定すべき歳入を誤って各月毎に調定している。

支出事務

・支出負担行為日が見積書の受付日と異なるもの、見積書の日付がないものがある。
▼今後は適正に処理する。
・補助金の支出負担行為決議書に決裁を受けず、交付決定通知書の写しを添付していない。

▼支出負担行為決議書に交付決定通知書の写しを添付し、決裁を受けた。

契約事務

・見積執行において、見積調書と見積書で消費税が異なっている。
▼今後は適正に処理する。
・契約書に規定した月次報告書が提出されていない。
▼月次報告書を提出させた。

補助金等交付事務

・事務が適正に行われていない。
①収支予算書の項目と収支決算書の項目が相違したものを受け付け補助金額を確定している。②事業計画書の記載内容と事業実績書の記載内容が同一のものを受け付け補助金額を確定している。

▼今後は適正に処理する。

・実績報告書に添付された収支決算書が要綱の様式と相違している。

▼今後は適正な様式で提出をするよう指導した。

・交付申請に添付された収支予算書の支出の部が事業費として括計上されており、事業費の内訳が不明である。

▼事業内容に沿った科目で修正させた。今後は事業費の内訳を明確にするよう指導する。

・事務が適正に行われていない。
①補助金交付要綱を制定せず補助金を交付している。②事業名を誤った交付決定通知書で申請者に通知している。

▼①平成30年度から負担金になった。②適正な事業名を記載した交付決定通知書と差し替えた。

・実績報告書が提出されておらず、交付確定を行っていない。

▼実績報告書の提出を求め、交付額確定の手続を行う。

・補助金交付要綱を制定せず補助金を交付している。
▼要綱を制定する。

・交付申請時は用具の修繕経費を対象として、交付決定を行ったが、衣装購入に補助金を使用した実績報告を受け、補助金の確定を行っている。

▼今後は申請団体へ補助金申請手続の指導を徹底し、適正に処理する。

その他の事務

・切手受払簿の残数と切手の実数が一致していない。

▼記載漏れを修正した。今後は適正に処理する。

・道路占用許可申請を行わず道路を占用している。

▼道路占用許可を申請する。行政財産使用料を免除する理由が適正でない。

▼今後は適正に徴収する。

監査の結果および意見

おおむね適正に行われていたものの、不適正な処理や改善を要する事項が見受けられた。引き続き根拠法令の順守とともに、適正な事務の遂行並びに更なる事務の合理化・効率化を図る措置を講じられたい。なお、契約事務について、書類の作成が適正に行われていないものが見受けられた。契約課の関与がなく各課のみで執行する契約事務においても適正に執行されるよう取り組まれたい。

また、市が作成または受理する文書に消せる筆記用具の使用が見受けられた。不正や事故に繋がることを認識し使用するためのルール作りを要望する。

◎財政援助団体等監査

実施期間 平成30年10月15日～11月28日

対象団体 大村市土地開発公社
監査方法 事業運営がその設立目的に沿って行われているか、また、平成29・30年度の出納その他の事務が規則等に基づき適正に行われているかについて、関係書類を抽出して調査を行い、担当職員の説明を聴取するなどして実施。

・報酬の支出において、支給調書を作成していない。

▼指摘を受けて作成した。

・土地の使用を申請により許可しているが、規程では貸付けによることとなり、契約を締結するのが妥当である。

▼今後は貸付契約を締結する。

監査の結果および意見

おおむね設立目的に沿った事業運営がなされているが、出納その他の事務に改善すべき点が見受けられたので、今後の事務処理上留意されたい。

◎工事監査

実施期間 平成30年5月16日～6月18日

対象工事 ●ポートレース大村ライター設備

実施設計及び設置工事

・請負金額 2,494,476,000円

・請負業者 株式会社九電工大村営業所
・担当課 競艇企業局

監査方法 協同組合総合技術士連合へ委託し、書類審査、現場調査を実施。

監査の結果および意見

工事関係書類は、請負業者の工事関係書類も含めて、工事の進捗に合わせて適切に整理されており、現場の施工状況についても良好である。なお、報告書に特記すべき事項および今後配慮されることを期待する点として、所見を記載しているため、本工事およびその他工事の参考とされたい。本工事は、多くの市民やポートレースファンが関心を寄せる工事であり、競艇企業局においても「第2の創業」と位置づけられるほど業態に転換をもち、一層の増収効果が期待できるものである。今後は午後から夜間にかけてリースを開催することとなるが、ポートレース場および周辺地域の安全対策やポートレースファンへの更なる利便性向上策を確実に実施され、無事ライターレース開催の初日を迎えられる。

※紙面の都合により、要約内容を掲載しています。全文は、市ホームページで閲覧できます。

◎財務事務監査・工事監査

◎財政援助団体等監査

